



障がいのある(合理的な配慮を要する)学生支援について

①相談・支援の申請

- 支援を希望する場合は、入学前は学生課、入学後はチューターを通じて相談をする。
- 支援を申請する場合は、様式1(修学上の合理的配慮申出書)と必要に応じて様式2(修学上の合理的配慮申出科目一覧)を作成し提出する。

②支援内容の対応

- 相談・支援の申請を受けた学生課およびチューターは、申請の内容を下記へ通知する。

教育に関わる活動	→各学部教務委員会
----------	-----------

その他の活動	→各学部学生委員会
--------	-----------
- また、申請を受けた各委員会は当該学生本人と面談を行うなどして具体的支援内容を決定する。担当する当該委員会の委員長は、決定した支援内容に基づき、学生本人と当該学部長・学科長、授業担当者等、支援関係者等、および当該学科教務課もしくは学生課に通知する。

③支援の実施

- 当該学部長・学科長、授業担当者等、支援関係者等、および当該学科教務課もしくは学生課は合意内容に基づき、支援を実施する。

④支援の振り返り

- 各学部の当該委員会は、当該学科教務課もしくは学生課と連携して、学生、授業担当者等へのインタビューやアンケートを実施し、支援内容を振り返る。

⑤支援の見直し

- 各学部の当該委員会は、④で得た評価に基づき、必要に応じて次年度以降の支援の見直しを行う。